

食事負担金・生活療養費について

令和 7 年 4 月現在

①食事負担金

食事（1食あたり）	回復期リハビリテーション病棟
一般所得	510円
住民税非課税世帯（オ）	240円※
低所得Ⅱ（70歳以上）	
低所得Ⅰ（70歳以上）	110円
指定難病	300円

※入院日数が90日を超えると長期該当となり、さらに1食50円の減額になる場合があります。

②生活療養費

居住費（1日あたり）	65歳以上	65歳以下
	370円	

【長期該当の申請】

入院日数が90日を超えた場合、入院日数が超えた日が分かる書類（領収書）と共に各健康保険の窓口で申請手続きを行っていただき、新たに発行される

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を1階総合受付に提示して下さい。

申請方法について詳しくは、各健康保険の窓口までお問い合わせ下さい。

平成まほろば病院